地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る随意契約の契約前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について、倉浜衛生施設組合契約規則第30条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

契約前

公表日 令和8年11月12日

１．契約前公表内容

契約前 公表日	令和8年11月12日
契　約　内　容	計量業務委託（月曜日から金曜日）
委　託　期　間	令和9年4月1日～令和10年3月31日
契約先の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1．地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等 2．沖縄市、宜野湾市、北谷町の一つ以上に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3．他の事業所との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法及び提出期限	①見積書の提出 ②定款又は設立趣意書の提出 ③法人の従業者数又は会員数のわかるパンフレット等の提出 ④他の事業所との契約実績書の提出 ⑤提出期限　：令和8年11月19日(木)午後2時まで
契 約 担 当 課	業務第一課　　電話　(098)921-0883　担当：岡本

＊見積書提出前に、業務仕様書の受取り及び現場確認を行なってください。

２．契約後公表内容

契 約 締 結 日	
契　約　金　額	
契約先の氏名及び住所	
契　約　理　由	

令和9年度
倉浜衛生施設組合 計量業務委託（月曜日から金曜日）に関する仕様書

1. 目的

本仕様書は倉浜衛生施設組合が計量棟における計量業務委託の内容を示したものである。受託者は業務を実施するにあたり、本仕様書に基づき誠実にこれを行うものとする。

2. 契約の名称

計量業務委託（月曜日から金曜日）

3. 場所

倉浜衛生施設組合　沖縄市字池原3394番地

4. 契約期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日までとする。

5. 内容

（1）計量棟における計量業務

（2）構成市町の一般搬入がきた場合は、搬入許可証の記載内容を確認し、手動計量した後に、それぞれの搬入場所へ案内する。

（3）上記以外の業務が発生した場合は、委託者と受託者が協議のうえ業務を行うものとする。

6.曜日及び時間

（1）曜　　日　　月曜日から金曜日（祝日含む）

（2）時　　間　　6：00から16：30まで

※ただし、1月1日から1月3日までは休みとする

7.業務要領

（1）委託者と受託者の担当者は密接に連絡をとり、業務に支障をきたさぬよう作業を実施するものとする。

（2）計量設備に故障等が発生した場合は、速やかに委託者の担当者に連絡し、その対応すること。

8. 業務服装

受託者は、業務従事者に清潔かつ住民に不快感を与えることが無いように、業務に適した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

9. その他

本仕様書に明記のない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、速やかに委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。